

人権を尊重して いくために

問合せ先=人権啓発課人権啓発係
(☎28-9630)

「人権三法」をご存じですか？

人権三法は、平成28年度に差別の解消のために施行された三つの法律です。当市でも人権尊重の取組を推進するため、「差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」を定めています。こうした法律や条例について知ること、人権を尊重していくことにつながります。

【障害者差別解消法】

障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きることのできる社会づくりを目的としています。障がいがあることを理由とした不当な差別を禁止し、必要な配慮を求めています。

【ハイトスピーチ解消法】

特定の人種や民族、宗教への差別をあおる憎悪表現の抑止・解消を目的としています。不当な差別的言動の解消に向けて、国や地域社会が教育や啓発などの施策を行うよう定めています。

【部落差別解消推進法】

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。この法律では、国や地方公共団体の責務として、部落差別の解消に関する施策を行うよう定めています。

本人通知制度へ登録を

身元調査などを目的として、戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に請求したり、取得したりする事例が全国で相次いでいます。市では、この不正行為を防止するため、戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付したときに、その事実を登録した人にお知らせする「本人通知制度」を設けています。

自身と身近な人の人権を守るため、登録をお願いします。登録方法について詳しくは、市民生活課（☎28-9100）へお問い合わせください。

人権擁護委員にご相談ください

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権を擁護する役割を担います。人権問題や心配ごとの相談を受けたり、小・中学校で人権教育を行ったりするなど、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行っています。当市では、下記の13人の方が活動しています。

人権問題ではないだろうかと感じることや困りごとがあったら、人権擁護委員や法務局まで気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

人権擁護委員（敬称略。4月現在）

大川原さとみ（住田）、伊東廣子（中野）、加藤和夫（関妻）、長谷川安博（蔵光）、小島美枝子（豊町）、田野賢司（緑町）、芦田 隆（真野原）、本名正史（本田）、山口智史（中央町）、片桐 照（下中）、吉田吉晴（米子）、橋本信子（豊町）、中野道弘（向中条）

お気軽にご相談ください 【人権相談窓口】

とき=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時
ところ=新潟地方法務局新発田支局
内容=人権問題、相続、離婚、いやがらせ、近隣問題などの心配ごとや困りごと
問合せ先=新潟地方法務局新発田支局（☎24-7102）



新型コロナウイルス 感染拡大に関する 人権侵害に注意しましょう

コロナウイルスを恐れて、過剰な反応になっていませんか？

第4波ともとれる新型コロナウイルスの影響で、誰もが不安な気持ちになりやすくなっています。こんな時だからこそ、自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか考えることが大切です。正しい知識と情報を基に行動することが、新型コロナウイルス感染症から自分や家族、みんなを守るにつながります。

～このような反応をしていませんか～

- ◆医療従事者などとその家族への差別や偏見
- ◆感染者とその家族への差別や偏見
- ◆「咳が出る」「感染者が出ている学校に通っている」など、ある条件に当てはまる方への思い込み、過剰な反応による差別や偏見
- ◆ワクチン接種を受けない方への差別や偏見



心ない書き込みやうわさ話はやめましょう

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、SNSなどインターネット上において、感染した方やその家族、治療にあたる医療従事者、海外や県外からの帰国・帰省者などに対する誹謗中傷や心ない書き込みが広がっています。

このような行為は人権侵害や、その人の心を傷つけることにつながります。さらに、感染が疑われる方が検査を受けることをためらったり、行動歴や濃厚接触者についての情報提供を拒んだりするなど、感染拡大防止の弊害になるおそれもあります。また、書き込みの中には、うわさなどの不正確なものや事実と異なるものがあり、こうした情報を軽はずみな気持ちで拡散することは、多くの人の不安をあおる場合があります。

不当な差別や偏見、いじめは絶対に許されません。皆さんが加害者になることのないよう、公的機関が提供する正確な情報を入手するとともに、冷静な行動を心がけましょう。



市ホームページ
「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」



▲閲覧用

【人権に関する相談窓口】

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	☎0570-003-110 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権110番	☎0120-007-110 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
外国人権相談ダイヤル	☎0570-090911 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後5時

法務省
インターネット
人権相談受付窓口



▲申込み用